

## 税制調査会 第8回専門家委員会終了後の記者会見録

日 時：平成 22 年 10 月 19 日（火）18 時 00 分～

場 所：合同庁舎 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

### ○神野委員長

本日、第 8 回目の専門家委員会を開催いたしました。

7 月以降、納環小委と我々が呼んでおりました納税環境整備小委員会の報告などの経過を私の方から委員の皆様方に御説明した後、今後の進め方についての方針を少し御説明させていただいてから、所得税及び個人住民税をテーマにして議論をさせていただきました。

これは、税制調査会の方から個別の税目について深掘りをするようにという御指示をいただいておりますので、所得税から始めて、資産課税、法人課税と一通り議論を行いたいと思って、まず、今日は個人所得課税について議論をさせていただきました。

具体的には、ブラケットを含めた税率構造ですね。それから、給与所得控除、成年扶養控除、配偶者控除、それから地方税の方の住民税の充実・強化などという点について議論をしております。

したがいまして、金融資産関係の税制については、次回行うことにしております。

以上が今日、専門家委員会の方で行った主要な内容でございますが、御質問があれば頂きたいと思っております。

### ○記者

取りまとめのスケジュール、例えば年内に取りまとめるとか、そういうスケジュール感について教えていただけますでしょうか。

### ○神野委員長

繰り返しになりますが、私どもの専門家委員会は、2 年掛けて抜本的な税制改革案をまとめるので、これまで 1980 年代の税制改革を振り返って課題を設定して、そして、私の責任において中間整理というのを、この間、税調の方に御説明申し上げました。そこで、個別税目については、意見を列挙しているというように書き留められているわけです。それについて深掘りをするようにという御指示を頂いておりますので、その作業を始めており、我々としては、2 年間掛けてまとめるという手順を踏んでいるのですが、税調の方でこれから本格的な御議論を進められるでしょうから、そこからいつ何時、私どもに何らかの御下問あるいは作業の中間報告をしろというような御指示があるかもしれません。

そういうことを考慮しながら、少し精力的に、早目に個別税目についての深掘りをピッチを上げて進めたいと考えて、今の作業を始めておりますが、いつまでにまとめるとかというようなことについては、まだ、御指示はありませんので、特にそういう具体的なことでは報告を出すというようなことはありません。今のところ予定してお

りません。会長と相談の上、進め方を決めるということです。

○記者

先ほど個別税目を挙げられましたが、消費税もあるのですか。

○神野委員長

消費税もあります。申し訳ありません。

○記者

消費税、法人税について、これから議論の論点になりそうな部分というのは、どういふところだと御覧になられていますでしょうか。

○神野委員長

論点というのは二つあって、繰り返すようですが、我々の任務である抜本的な税制改革については、既に論点がこのようになりそうだとすることは中間整理からお分かりいただけるだろうと思います。

それとは別に、今年度の改正について議論が税調の方で進められると思いますので、私どもの方に何か関連して下りてくれば、その論点についてお答えするということになるかと思ひます。

○記者

今の質問に関連してなのですが、皆さんの議論の中で、来年度改正のところで議論をした方がいいといった意見を皆さんの方から上げるということは、基本的にないという解釈でよろしいでしょうか。

○神野委員長

はい。私どもの方から、これについて早目に議論するというようなことはありません。これは御説明しましたように、個別の年度改正をやるにしても、ビジョンを持って一つ一つ年度改正も位置づけるべきであると我々は考えておりますけれども、それぞれの改正事項については恐らく税調の方でおやりになるでしょうから、そちらについて私どもの方が何か口を出すということはありません。

○記者

今日は実際に所得税に関しては、ある程度深掘りというのはされたのですか。

○神野委員長

そうです。そこは本格的にやっております。

○記者

そうした中で1点教えていただきたいのですが、配偶者控除、成年扶養控除で、それぞれどんな議論が出て、この間の中間とりまとめの更に深掘りということですが、ある程度の方向性というのは出たのでしょうか。

○神野委員長

今日の議論では累進性、つまり所得税については税収調達能力が落ちているので、それを引き上げて、累進性を強化していくべきである、つまり再分配効果を強めてい

くべきであるということは一致しているのですけれども、税率構造などいろんな論点については、委員の中で一致している分野と一致していない分野があります。今の御指摘の二つについては両論あるので、委員の中で一致していないとお答えするしかありません。

○記者

今、お話しいただいた所得税全般について、ブラケットであるとか、段階であるとか、課税最低限を上げるとか、最高税率を上げるとか、いろんな話があるかと思うのですが、今日の議論で一致した部分とか、あるいはその点についてこうした方がいいみたいな方向性がある程度見えているものがあったら教えてください。

○神野委員長

ですから、先ほども言いましたように、基本的に累進性を上げていくというのは一致しているわけですが、例えば最高税率を引き上げた方がいいという人もいれば、事実上引き上げるということよりも別な手段の方がいいのではないかとかという人がいて、そういうところは一致していないということです。

○記者

正に今日の議論は、そこを深めていくとか、あるいは個別の話とか。

○神野委員長

深めていくわけですから、それは議論せざるを得ないので、それはそれぞれの人に言ってもらわなければならないので、深めていくということは、一致するとか同じ意見を言うということではないので。

○記者

そういう意味では一致しなかったということですね。

○神野委員長

そうです。

○記者

分かりました。

○神野委員長

どうぞ。

○記者

税制の抜本改革の全体像を示すというのが一番大きなテーマだと思うんですが、一方で、今度、政府の方は社会保障と税の会議を近く立ち上げるということになっているかと思うのですが、そことの関連について、税調会長ないしは、総理からというのはないかもしれませんが、税調会長等から御指示、御指摘などというものは出ているのでしょうか。あるいは神野先生自身、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○神野委員長

特に御指示があるわけではありません。そこの関連でどうこうというような御指示はありません。

私自身の考え方というのは、抽象的に言えば、税制改革というものは社会保障負担を含めて一体として考えざるを得ない段階に来ているというふうには理解をいたしております。

○記者

所得税についての議論ですが、次回、金融所得課税についての議論をするということで、所得税についてはそれで終わりということではよろしいのでしょうか。

○神野委員長

そうです。当面、1ラウンドといいますか、少し急いで個別税目全般を見ておきたいということからすれば、まず第1段階の議論はそこで終わるということです。

○記者

それでは、所得課税は今回で終わりで、次回以降は、順番としては資産課税とか法人課税とか、どういう順番に行くかというのは決まっているのでしょうか。

○神野委員長

一応、資産課税、消費課税、それから、法人課税です。

○記者

資産課税、消費課税、法人課税の順番で行くと。

○神野委員長

それ以降どのように回していくのかは、まだ決めておりません。

○記者

細かい点で申し訳ないのですが、所得税の件ですけれども、先ほどの累進性を上げていくということでは方向性として一致しているけれども、配偶者控除や成年扶養控除、それに所得税の最高税率を引き上げるかどうかという点については幾つか意見があって、これという統一的な方向性が出ているわけではないということではよろしいですか。

○神野委員長

そうです。

○記者

地方税の住民税の充実・強化ということですが、それについてはどのような議論なのでしょう。例えば住民税の税率を上げるとか、そういったことでしょうか。

○神野委員長

今日出たのは、主として住民税の、今日の所得課税の議論からいっても控除の問題その他が出ておりますので、住民税の場合には御存じのとおり10%で一定税率になっているので、その点についてどうこうという議論は余りなくて、むしろ課税ベースの話ですね。

○記者

では、あくまでも所得控除などの控除を見直して。

○神野委員長

控除を含めて、課税最低限というか、それは小さいので、そこを巡っての議論があったということです。

○記者

今日の議論の中で、給与所得控除については、どのような議論になっていたのかということをお聞かせ願えますでしょうか。党の税制改正PTでも、この給与所得控除については議論の一つになっておりまして、今日は専門家の皆さん方で、どういう議論になっているのかということをお聞かせいただきたいのですが。

○神野委員長

多くの議論が出ましたけれども、給与所得控除について言えば、特に高額所得の給与所得というか、給与所得の性格がそもそもあるかどうかという問題はあるのですが、昭和48、49年の石油ショックのブラケットクリープが起きた時に、制限を設けてしまったわけですが、そういう時期とは全く違う状況になってきているときに、制限を設けていた。つまり、そもそも給与所得控除には、必要な所得、額に汗してもらった所得にこれだけの費用がかかるとか、他の所得に比べて、差別性と我々は呼んでいますが、差別的に課税すべきではないかという性格でやっているものは、本来の給与所得だけでも、高額所得に対してそれが適用できるかという議論ではかなり一致して、ありていに言えば、少し今のように無制限に認めるということは考えてもいいのではないかというのが多くの人の意見でした。その点では、さっきの一致している方としては、私の印象としては一致していると思いましたが、これは途中経過ですから、もう一回また、いずれにしてもどういう形か、まとめる段階になってからいろいろな議論が出てくるかと思えますけれども、今日の印象ではそのように理解しています。

○記者

最終的に専門家委員会としての抜本改革案をまとめるときには、ある程度一本の専門家委としての考え方をまとめた案として出てくるのか。それともある程度、こういう意見がある、こういう意見があるという形で、それぞれの論のメリット・デメリットを分析的に並べるような形になるのか、現時点ではどちらになるとお考えでしょうか。

○神野委員長

これは繰り返し申し上げているところですが、私どもの委員会は1つの理念なり何なりに基づいて抜本的な税制改革案を出してくれという要請をいただいておりますが、他方で、例えば抜本的税制改革案にしろ、今年度の税制改革をどうするかにしろ、すべてそれは税調が決めることで、あくまでもスタッフ機能に徹してくれとい

うふうに言われておりますので、私が会長に申し上げているのは、私どもがある一つのストーリーで報告書を出したときであっても、これにはこういう意見があります、こういう意見があります、例えば私どもが出していない意見であっても、こういう意見もありますということを書いて、税制調査会の方で最終的にいろいろお決めになる際に、私たちはこういう価値観に従って選択肢を取りましたけれども、他の選択肢はこういうことがあって、これにはメリット・デメリットがありますというふうにお書きして、その二つの要請を両立させるということ、これは最初に申し上げたと思いますが、そういうつもりでおります。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

[閉会]